

一、選挙法の根本的改定 二、選挙公営の即時実施である。

実行方法

- 一、次期常任委員会に於いて選挙法改正法律案及び選挙公営案を議案に提出せしむ
- 一、労働立法及社会福立法獲得運動と相連せしめ全国的に「立法獲得運動」を組織する

贈収賄禁獄防止並に瀆職官吏公務員権刑法制定の件 第八号案

本文

- 一、政治腐敗防止並に瀆職官吏公務員権刑法を制定すべし。その要綱先の如し。
- 一、左記の会社又は個人は政治運動に關し賄賂たりと間接たりとを問はず合致手形物品その他財産上の利益を供與し又は供與の約束をなすことを得ず
- 一、政府の特許せる事業を営むもの
- 一、政府より補助金その他財産上の保護補償又は保証をうくるもの
- 一、政府に於いて役員又は次長職階、全部又は一部を任免するもの
- 一、政府より特許を附與せられたるもの

前項に違反したるものは長期の有期懲役に処しその營業権、特許、事業権を奪ふ。

前項に違反したるものは長期の有期懲役に処しその營業権、特許、事業権を奪ふ。

- 一、個人と雖も政治運動に關して前項の団体又は個人に對して直接たりと間接たりとを問はず合致、手形、物品其他財産上の利益を供與の申立てをし又は供與を受くることを得ず。

これに反したるものは長期の有期懲役に処す。

- 一、官吏及公務員にして職務に關しては勿論政治上の行動に關して前二項の罪を犯したるものは死刑に処す。

理由

既成政壇界に於ける醜態懸獄は今や洪水の鯨を呈してゐる。而して其の根柢は資本家の利権行跡りを打倒する政治的投資による私権擁護の組織にある。かかる懸獄は政友民政等各目既成政黨の全体の 命脈をなすてまた帝國主義時代の